

一般財団法人長崎県浄化槽協会
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般財団法人長崎県浄化槽協会単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施工業者の要件)

第2条 要綱第6条に規定する施工業者とは、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- ① 一般財団法人長崎県浄化槽協会の会員である者
- ② 過年度の年会費の未納がない者
- ③ 浄化槽設備士の資格を有し、県への登録又は届出を済ませている者
- ④ 浄化槽の設置工事にあたり関係法令を厳守する者

(申請件数)

第3条 会員が当該年度内に申請できる申請件数は、1会員あたり3件までとする。ただし、申請物件が助成金の交付に至らなかった場合は申請件数に含めない。

(助成金の支払)

第4条 助成金は、当該年度の年会費の納入後に支払うものとする。

(その他)

第5条 要綱及び本細則の規定に違反した場合は、次のペナルティも対象とする。

- ① 第2条第3号及び第4号に違反した場合は、次年度以降3年間の申請停止。
- ② 上記に定めるもののほか、要綱及び本細則に違反した場合は、次年度以降1年間の申請停止。

附 則

この細則は、令和5年4月1日より施行する。